# ID:　238

## 担当部署:　上下水道課

|  |  |
| --- | --- |
| **処分の概要** | 原状回復の指示 |
| **例規名****根拠条項** | 藤崎町下水道条例　第25条 |
| **例規番号** | 平成17年条例第139号 |
| 【根拠条文】(原状回復)第25条　前条の規定により占用の許可を受けた者は、許可を受けた期間が満了したとき、又はその当該占用物件を設けておく必要がなくなったときは、当該占用物件を除去し、原状に回復しなければならない。ただし、管理者が原状に回復することが不適当と認めるときは、必要な指示をすることができる。【基準】根拠条文に同じ。 |
| 備考 |  |
|  |
| **設定年月日** | 平成27年10月13日 | **最終変更年月日** | 　年　　月　　日 |